

東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

平成26年6月
農 林 水 産 省

目次

《①震災からの復旧・復興》

・東日本大震災による農林水産関係の被害状況	1
・東日本大震災からの農林水産関係の復旧状況	2
・東日本大震災で発生したがれきの処理状況	5
・強く、豊かな海岸防災林の再生を進めています	6
・農業者の経営再開のための支援をしています	7
・農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施しています	8
・農地の復旧に合わせて、ほ場の大区画化にも取り組んでいます	9
・農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携について	10
・水産加工団地の土地の嵩上げや、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を進めています	11
・新たな農林水産業を切拓く先端的技術の大規模実証を拡充して推進中	12
・「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設し、震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援しています	13
・震災からの復興のため、人的な支援を実施しています	14
・全国から被災地に技術者の派遣をしています	15
・（参考）震災発生初期には、被災地域で不足していた食料品や配合飼料、燃料などを被災地に輸送しました	17

《②原子力発電所事故への対応》

・原子力発電所事故による警戒区域・避難指示区域が見直されました	18
・環境省などと連携し、農地・森林の計画的な除染を進めています	19
・農地除染の実証事業で、放射性セシウム濃度の大幅な低下を確認しました	21

・避難指示区域等において農地・農業用施設等を復旧しています	22
・ため池等の農業水利施設の汚染の状況調査と対策を措置しています	23
・汚染された農林業系廃棄物の一時保管・減容化等を進めています	24
・農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策を実施しています	25
・農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下しています	27
・避難区域等の除染後農地等の保全管理や作付実証等の営農再開を支援しています	28
・被災農家の営農再開に対する支援をしています	29
・避難指示区域等における稲の作付再開に向けた取組を進めています	30
・（参考）避難指示区域見直し後の営農再開状況	31
・（参考）産地の取組事例～福島県産あんぽ柿の出荷再開～	32
・避難指示区域における放れ畜の現状と対策	33
・間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進により、林業再生に向けた取組を支援しています	34
・放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・販売を進め、漁業の再生に向けた取組を支援しています	35
・（参考）試験操業海域の変遷	36
・「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進しています	37
・円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけをしています	38
・原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き	39
・原発事故による諸外国の食品等の輸入規制緩和の概要	40

①震災からの復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

- 東日本大震災では、農林水産関係全体で約2兆4千億円の被害が発生。
- 阪神大震災の時の農林水産関係被害の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

<東日本大震災における農林水産関係の被害>

合計 2兆3,841億円

水産業関係被害

全国の漁業生産量の5割を占める7道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心に大きな被害

被害額合計：1兆2,637億円

漁船(28,612隻) 全国21都道府県の漁船に被害 (岩手宮城福島では約9割が被災)	1,822億円
漁港施設(319漁港) 7道県の漁港の約4割 (岩手宮城福島のほぼ全て)	8,230億円
養殖関係 (うち 養殖施設) (うち 養殖物)	1,335億円 (738億円) (597億円)
共同利用施設(1,725施設)	1,249億円

農林業関係被害

特に津波によって、6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心に、総計2.1万haに及ぶ農地に被害が発生

被害額合計：1兆1,204億円

農地(18,186箇所)	4,006億円
農業用施設等(17,906箇所) (水路、揚水機、集落排水施設等)	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等 (農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等)	493億円
林野関係 (林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等)	2,155億円

※ 本表に掲げた被害のほか、民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等に約1,600億円の被害がある(水産加工団体等からの聞き取り)。

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①

- 津波被災農地については、計画的に復旧事業を進めているところ。
- 平成26年度までに津波被災農地の約7割で営農再開が可能となる見込み。

【残された課題】
農地復旧と大区画化の一体的な実施を予定している地区や被害が甚大な地区等の農地について、復旧を推進。

項目	被害状況	進捗状況						備考
		0	20	40	60	80	100	
農地 (26年3月末時点)	6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地 →21,480ha	70% (約15,060haで営農再開が可能(見込み))						津波被災農地については、「農業・農村の復興マスタープラン」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を実施中。
農業経営体 (26年2/1時点)	津波被害のあった農業経営体(東北・関東6県) →約10,100経営体	55% (約5,610経営体が経営再開)						経営を再開した約5,610経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(26年2/1時点)(東北・関東6県)
木材加工流通施設 (26年5月末時点)	津波等被害のあった木材加工流通施設の復旧(国が復旧を支援している施設41箇所)	100% (41箇所所で操業再開)						

農地の復旧事例 (仙台市)



【被災状況】

(提供:国土地理院)



【復旧状況】

(提供:仙台市)

合板工場の復旧事例(宮城県石巻市)



【被災状況】



【復旧状況】

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②

MAFF

○ 漁港については、27年度末までに被災した漁港施設の復旧に目処。水産加工施設も約8割で業務再開。

【残された課題】

- ・漁港の復旧については、技術者・技能者や資材の不足及びそれらによる労務費や資材価格の上昇等を原因とした入札不調の発生が課題である。
- ・操業再開を希望する漁業者への漁船の供給は進んでいるが、本格的な操業再開に向け福島県の漁業者への支援を継続することが必要である。
- ・業務を再開した水産加工施設について、震災により失った販路の回復や新規開拓が課題である。

項目	被害状況	進捗状況 (%)					備考
		0	20	40	60	80	100
漁港 (26年3月末時点)	陸揚げ岸壁の機能回復状況について(319漁港が被災)	54% (172漁港で全延長の陸揚げ機能が回復) 37% (117漁港で部分的に陸揚げ機能が回復) 7% (23漁港で潮位によつては陸揚げが可能)					27年度末までに被災漁港施設の復旧に目処。 被災漁港の概ね9割において陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む。)。被災3県の内訳は次のとおり。 岩手県 90% (97漁港/108漁港) 宮城県 88% (125漁港/142漁港) 福島県 80% (8漁港/10漁港)
漁船 (26年3月末時点)	約2万9千隻の漁船が被災	85% (17,065 隻が復旧)					24年度中に、水産基本計画の目標(25年度末までに1万2千隻)は達成。 更に被災地の要望を踏まえ27年度末までに2万隻まで回復を目指す。
加工流通施設	被災3県で被害があった産地市場(34施設)(25年12月末時点)	68%(被災3県) (23施設が業務再開)					岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設すべてが再開。
	被災3県で被災したもののうち、再開を希望する水産加工施設(819施設)(25年12月末時点)	79%(被災3県) (645施設が業務再開)					27年度末までに再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目指す。

岸壁の復旧事例(岩手県田野畑村:島の越漁港)



【被災状況】



【復旧状況】

水産加工施設の復旧事例(岩手県陸前高田市)



【被災状況】



【復旧状況】

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況③

- 主要な排水機場については、約9割で復旧を完了又は実施中。
- 農地海岸については、約8割で復旧を完了又は実施中。
- 農業集落排水施設については、避難指示区域の地区等を除き、おおむね復旧完了又は実施中。

【残された課題】

避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえた、避難指示区域内の排水機場や農地海岸、農業集落排水施設の早期復旧。

項目	被害状況	進捗状況	(%)	備考
		020406080100		
主要な排水機場 (26年3月末時点)	復旧が必要な主要な排水機場→98箇所	90% (復旧完了又は実施中:88箇所)		・ 26年3月までに55箇所では本格復旧が完了。
農地海岸 (26年3月末時点)	復旧が必要な農地海岸→127地区	78% (復旧完了又は実施中:99地区)		・ 農地海岸については、おおむね5年での復旧を目指す。 ・ 太平洋に面する直轄代行区間約5.7kmのうち、約7割の堤防復旧が完了(26年3月末)
農業集落排水施設 (26年3月末時点)	被害のあった青森県から長野県までの11県の被災地区数→401地区	96% (復旧完了又は実施中:385地区)		・ 原発事故による避難指示区域内や津波被災地区等を除き、26年3月までに370地区で復旧が完了。

排水機場の復旧事例(仙台東地区)



農地海岸の復旧事例(亶理・山元農地海岸地区)



東日本大震災で発生したがれきの処理状況(農林水産省関係)

○ 農地、漁港、定置漁場、養殖漁場について、9割以上でがれきが処理されている。

【残された課題】 定置網漁場、養殖漁場のがれき処理・回収がほぼ終了しているが、水深の深い一部の定置漁場及び養殖漁場に点在している大型のがれきの処理が残っている。

項目	被害状況	進捗状況 (%)						備考
		0	20	40	60	80	100	
農地	がれきが堆積していた岩手・宮城・福島(避難指示区域を除く)の農地→17,500ha	96% (がれき撤去済み:16,800ha)						平成26年3月31日時点
漁港の 航路・泊地	応急工事による航路・泊地のがれき撤去が必要な漁港→232漁港	100% (応急工事実施:232漁港)						平成23年12月末までに 全て完了
定置 漁場	がれきにより漁業活動に支障のある定置漁場→1,006ヶ所(再流入箇所を含む)	97% (976ヶ所の定置漁場でがれき撤去完了)						平成26年4月30日時点
養殖 漁場	がれきにより漁業活動に支障のある養殖漁場→1,090ヶ所(再流入箇所を含む)	96% (1,045ヶ所の養殖漁場でがれき撤去完了)						平成26年4月30日時点

農地のがれき撤去事例(岩手県小友地区)



養殖漁場の復旧事例(気仙沼・南三陸地区地区)



(参考) 3県沿岸市町村の災害廃棄物等の処理状況(平成26年3月31日時点)

県名	災害廃棄物等 推計量(千トン)	災害廃棄物(千トン)			津波堆積物(千トン)		
		推計量	仮置場搬入済量	処理量	推計量	仮置場搬入済量	処理量
岩手県	5,837	4,228	4,228 (100%)	4,228 (100%)	1,609	1,609 (100%)	1,609 (100%)
宮城県	18,692	11,107	11,107 (100%)	11,106 (99%)	7,585	7,563 (100%)	7,563 (100%)
福島県	3,486	1,732	1,527 (88%)	1,284 (74%)	1,754	1,353 (77%)	843 (48%)
3県計	28,015	17,068	16,862 (99%)	16,619 (97%)	10,947	10,547 (96%)	10,036 (92%)

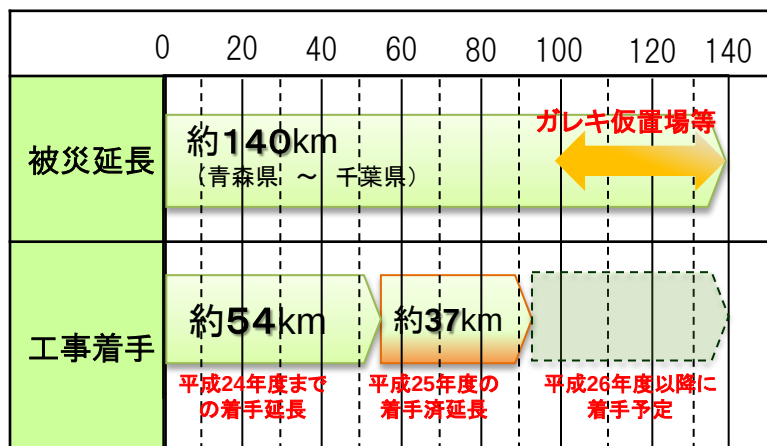
- 注: 1 処理量は、破碎・選別等により有価売却、原燃料利用、焼却やセメント焼成、埋立処分等により処理・処分された量。
- 2 福島県は、沿岸市町のうち新地町、相馬市、広野町いわき市及び避難区域を除く南相馬市が該当する。
- 3 仮置場搬入済量、処理量の下段の(%)は、それぞれの推計量に対する割合を示す。
- 4 端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

強く、豊かな海岸防災林の再生を進めています。

MAFF

- 青森県～千葉県にわたる海岸防災林(延長計約140km)が被災。林帯やその地盤のほか防潮堤も被災。
- 被災各県においてガレキ仮置き場等を除く箇所について、早期に復旧・再生に着手。復旧・再生に当たっては、
 - ① 安全性が確認された災害廃棄物由来の再生資材を活用して植生基盤を整備
 - ② 海岸防災林に対する様々な取組事例・提言を踏まえて植栽樹種・方法に関する実証試験に着手
 - ③ 樹木の植栽等はNPO、企業等の協力も得ながら実施

◆海岸防災林の復旧・再生の進捗状況について



※1 現時点での復旧方針による見込み。今後、変動があり得るもの。

※2 平成25年度末の累計工事着手延長は約92km

【残された課題】

- ・海岸防災林再生の推進に向けた地域の復興計画等との早期の調整。
- ・防災機能の発揮と地域のニーズを踏まえた植栽樹種の選定・植栽。
- ・安定的な苗木の確保。

海岸防災林の復旧・再生の状況(宮城県仙台市)



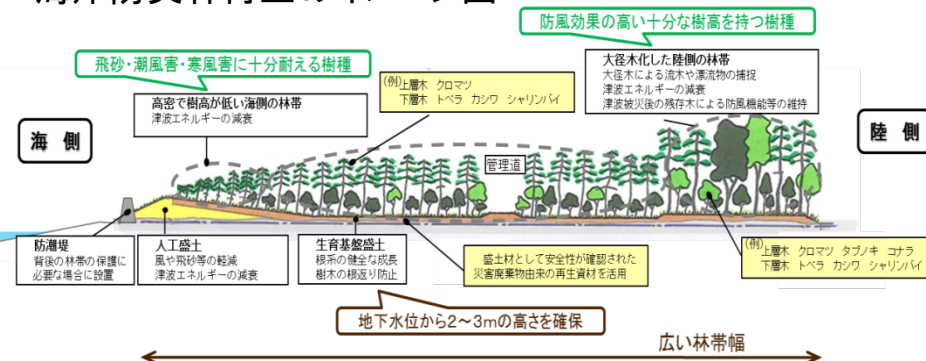
【被災状況】



【復旧状況】

生育基盤を造成、防風柵を設置し、植栽(宮城県仙台市)

◆海岸防災林再生のイメージ図



再生資材(津波堆積物)の搬入
(岩手県宮古市)



ボランティアによる植樹
(福島県いわき市)

農業者の経営再開のための支援をしています。

- 震災被害農地の経営再開に向けたゴミ除去等の復旧作業のために、その地区内で営農を行う農業者で組織する地域農業復興組合を設立。
- 平成25年度では、19市町村、46組合で取組を実施(H24年度:28市町村76組合)。
- 復興組合への支援として、3県に対し約17億円を交付決定済み。

【残された課題】 全ての被災農地の経営再開に向け、引き続き復旧作業に対し支援を実施。

被災農家経営再開支援事業

東日本大震災に係る復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払い。

25年度の実施状況

※  は、復興組合を設立し事業に取り組んだ市町村



水田作物・野菜・果樹支援単価

営農の種類	支援単価(上限)
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注: 単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

畜産支援単価

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛(育成経営)	10,500円～ 13,200円/頭
肉用牛(繁殖経営)	182,200円/頭	豚(繁殖豚)	22,400円/頭
肉用牛(肥育経営)	21,700円～ 59,000円/頭	鶏(採卵鶏)	12,000円/千羽

経営再開に向けた復旧作業(例)



農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施しています。

MAFF

- 土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。
- このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。

【白河矢吹】国営幹線用水路（パイプライン）

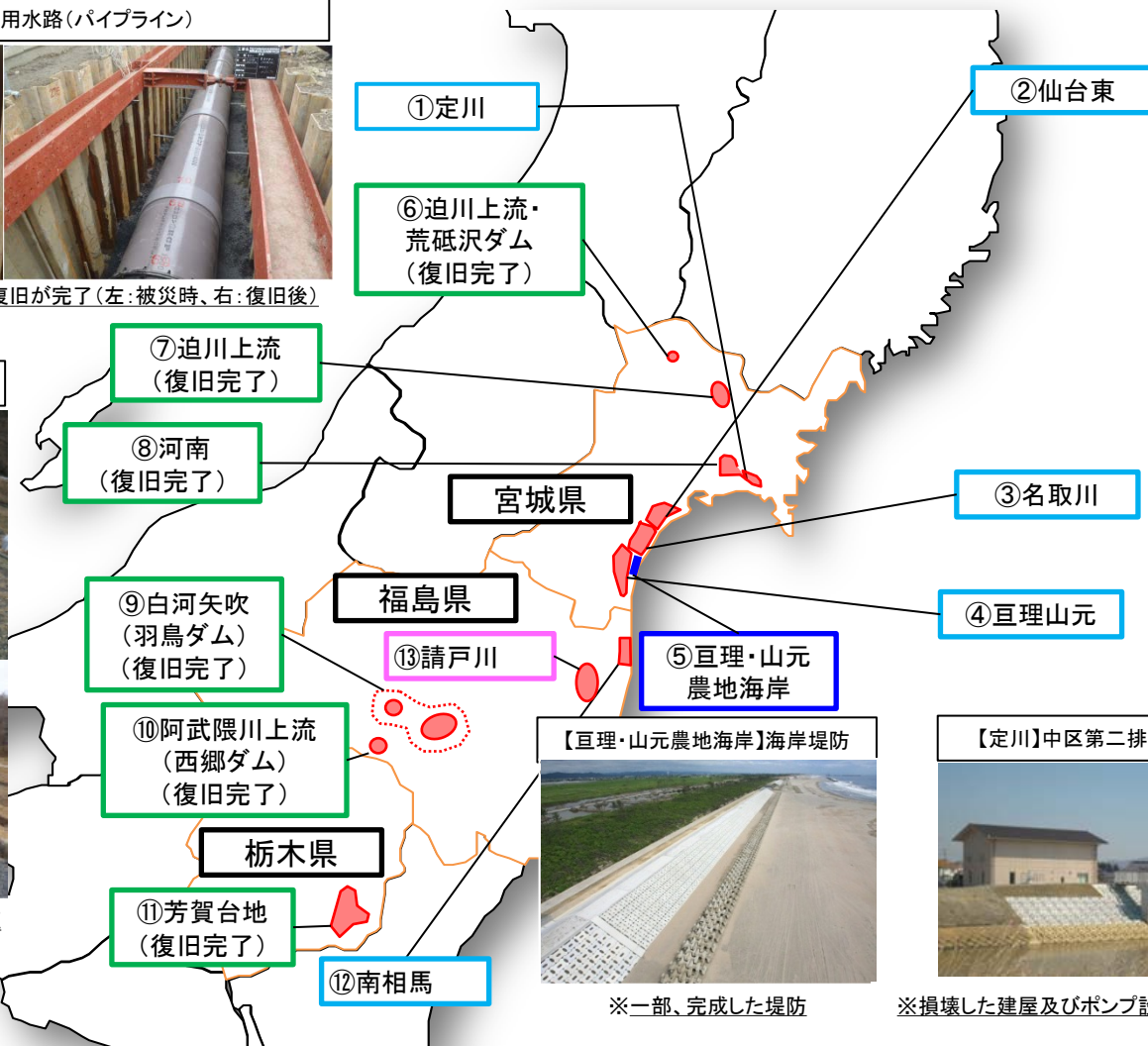


※液状化で浮上したパイプラインの復旧が完了（左：被災時、右：復旧後）

【阿武隈川上流】西郷ダム



※地震で亀裂が入ったダム堤体の復旧が完了（上：被災後、下：復旧後）



【仙台東】大堀排水路



※津波で護岸が損壊した排水路の復旧が完了（上：被災後、下：復旧後）

凡 例

	直轄特定災害復旧事業実施地区（津波被災地域）
	直轄災害復旧事業実施地区
	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区
	福島特別直轄災害復旧事業実施地区（原発被災地域）

【定川】中区第二排水機場



【亘理・山元農地海岸】海岸堤防



※一部、完成した堤防

※損壊した建屋及びポンプ設備の復旧が完了

農地の復旧に合わせて、ほ場の大区画化にも取り組んでいます。

MAFF

- 「農業・農村の復興マスタープラン(平成23年8月公表、平成26年6月改正)」に基づき、被災農地の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を進めているところ。
- 平成26年度までに津波被災農地の約7割で営農再開が可能となる見込み。
- 直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化等を約9,700haで取り組み中。

【残された課題】 地元農家や関係機関の円滑な調整による、計画に沿った大区画化の実施。

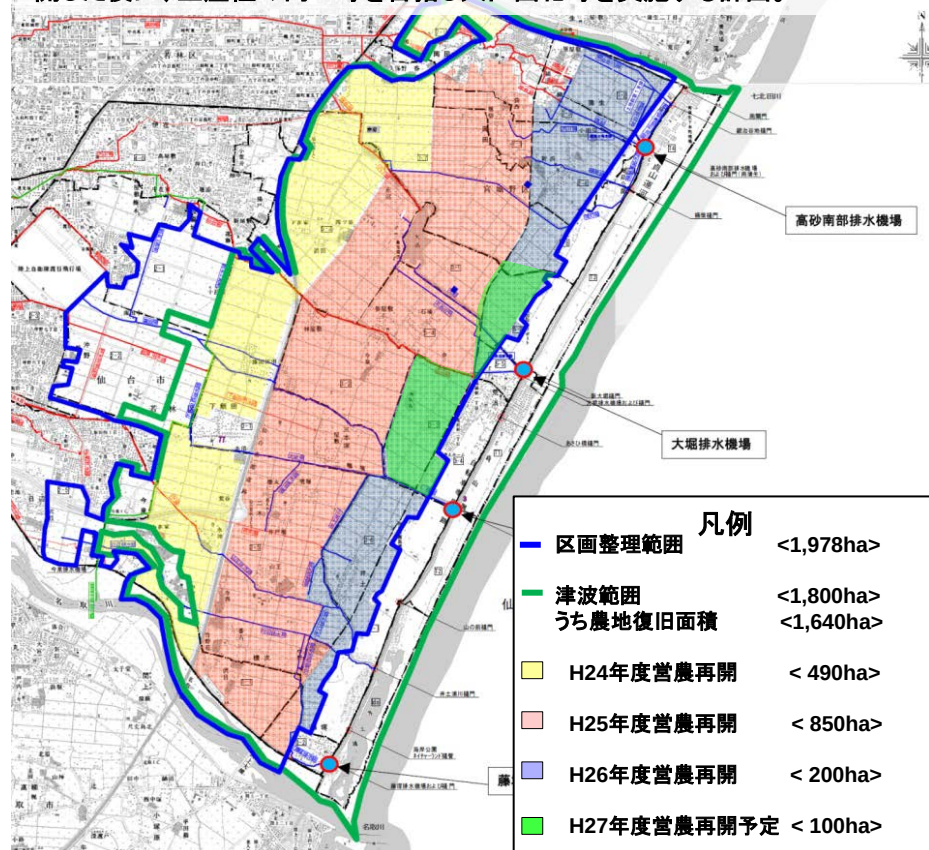
農地の大区画化等の 県別計画面積 (ha)

岩手県	170
宮城県	7,760
福島県	1,750
計	9,680

※法手続き中の地区も含む。
津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。
(平成26年3月末現在)

事例: 直轄特定災害復旧事業(仙台東地区) 営農再開(予定)図

※ 仙台東地区では、地元の意向により、まずは農地を復旧し早期に営農再開した後に、生産性の向上等を目指し大区画化等を実施する計画。



被災状況



復旧状況(原形復旧)



ほ場整備(大区画化)



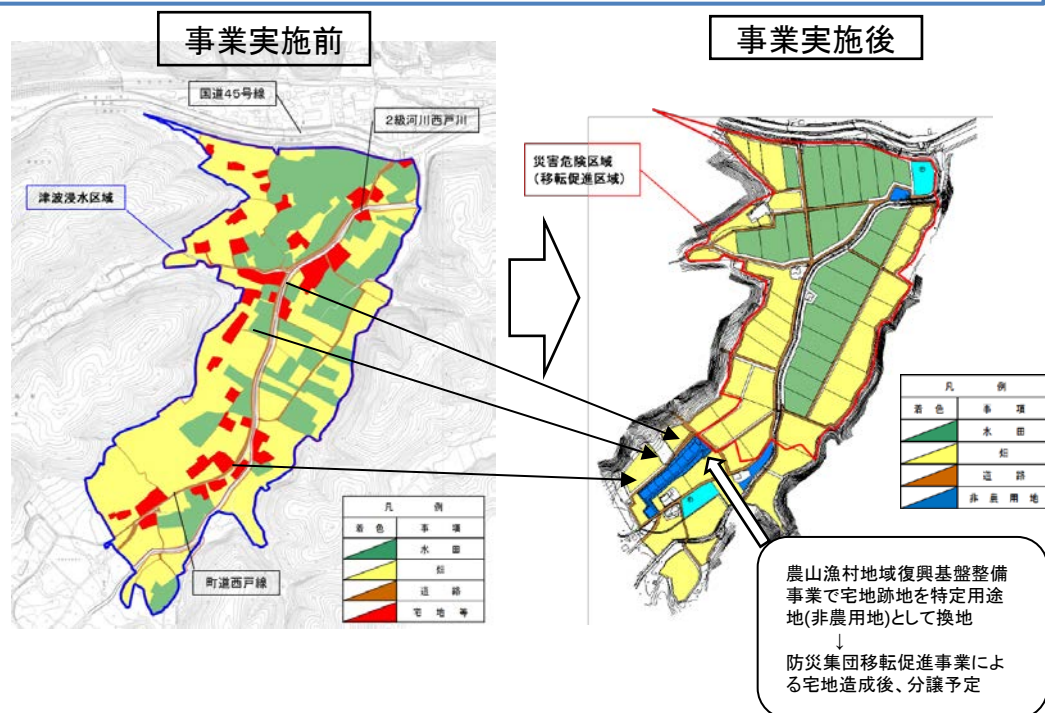
農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携について

MAFF

- 防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を行う計画を11市町(16地区)で進めており、このうち11地区で工事を実施中。5地区において工事に向けた調査設計を進めているところ。(平成26年6月現在)

【残された課題】 地域住民の意向を踏まえた、関係機関との連携強化による、事業の円滑な実施。

宮城県南三陸町の南三陸地区(西戸川工区)では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、農業農村整備事業の事業期間が短縮するとともに、効率的な土地利用を実現。



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	磯地区、山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区
	名取市	名取地区、岩沼地区
	岩沼市	
福島県	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区 真野地区
	南相馬市	八沢地区
	相馬市	
2県	11市町	16地区

水産加工団地の土地の嵩上げや、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を進めています。

- 石巻漁港・気仙沼漁港等において水産加工団地の土地の嵩上げや高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を実施、早期の完成を目指しているところ。

【残された課題】

高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備の着実な実施。

石巻の被災状況

- 防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。
- 約70cmの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠水する状況に。

被災・沈下した水産加工団地



水産加工団地の冠水状況



水産加工団地



市場の倒壊、冠水



満潮時の海水流入



これまでの取組

岸壁・漁港施設用地の一部を嵩上げし、背後の水産加工団地への海水の流入を防止（23年末完了）。



嵩上げた岸壁と
仮復旧した水産物
卸売市場

現在の取組

- ① 平成24年4月より、岸壁・漁港施設用地の嵩上げと合わせ、背後の水産加工団地の土地の嵩上げ工事を実施、平成26年3月末完成。
- ② 高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備について、平成25年11月に工事着工。平成27年度早期の完成を目指す。

漁港の高度衛生管理のイメージ



新たな農林水産業を切拓く先端技術の大規模実証を拡充して推進中。

MAFF

○官民連携の下、被災地において、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を駆使した大規模実証研究を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。

【残された課題】

既に、これまで実証を行ってきた様々な技術の一部は、再生された農業生産団地などで取り入れられつつあるが、今後はこれら一連の技術の体系化と経営体単位での導入効果の検証を行い、被災地への普及を図る必要がある。

農業・農村分野

【土地利用型農業や施設園芸農業の経営改善】

- ・大型機械を用いた乾田直播や、鉄コーティング種子を用いた湛水直播により、土地利用型農業における育苗の手間や管理面積の制約を克服
((独)農研機構、宮城県古川農業試験場、(株)富士通、ほか)
- ・イチゴ栽培において、紫外光蛍光灯照射(病害防除)や移動栽培ベンチ(省力化)等の新技術を活用
((独)農研機構、宮城県農業・園芸総合研究所、イシグロ農材(株)、パナソニック(株)ほか)



乾田直播



鉄コーティング種子
(湛水直播)



研究実証用の園芸施設



百貨店やインターネット
で販売を開始

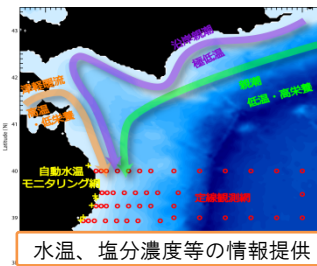
漁業・漁村分野

【水産業・養殖業・水産加工業の高度化】

- ・三陸特産のワカメ収穫を機械化し、陸上での共同作業を含む作業体系の高度化
- ・水温、塩分濃度等の情報を遠洋から沿岸部まで一体的に解析、沿岸漁業に活用
((独)水産総合研究センター、岩手県水産技術センター、石村工業(株))



ワカメ陸上刈り取り機



水温、塩分濃度等の情報提供



アワビの増殖技術

多様な被災地の状況を踏まえ、以下の実証研究地域で実施中

農業・農村分野の研究開発: 岩手県(7課題)、宮城県(17課題)、福島県(9課題)

漁業・漁村分野の研究開発: 岩手県(7課題)、宮城県(7課題)

農業・農村分野及び漁業・漁村分野共通: (1課題)

「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設し、震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援しています。

MAFF

- 震災からの速やかな復興のため、「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設。
- 震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援。

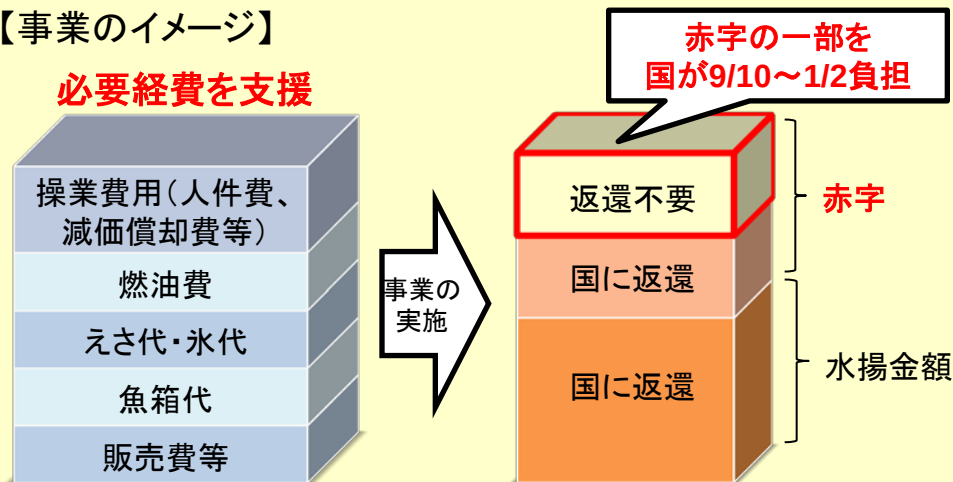
【残された課題】放射性物質による出荷制限・風評被害の影響等により十分な操業・生産ができない地域や陸上施設の復旧の遅れ等により事業当初に見込んでいたほどの生産額の回復が達成されていない地域がある。

【がんばる漁業復興支援事業】

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】

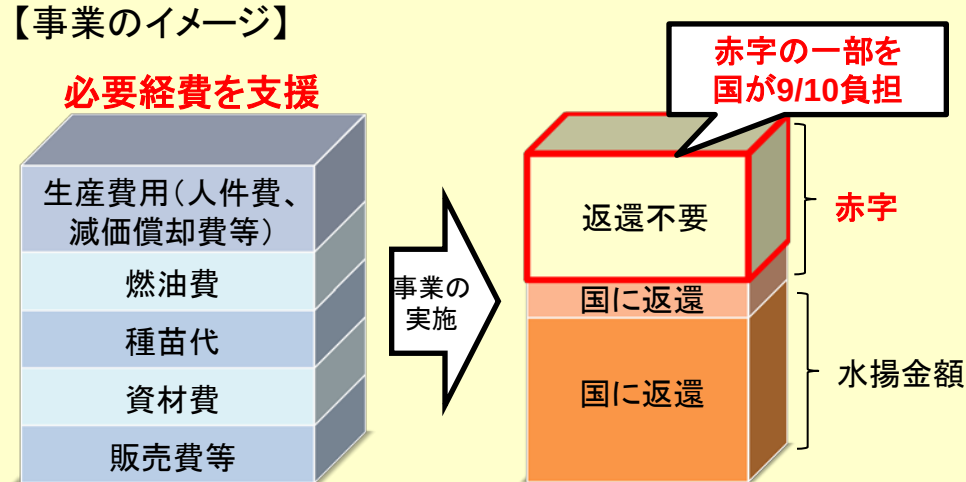


【がんばる養殖業復興支援事業】

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】



【復興計画の認定状況】

- H26.6.1現在：認定107件（漁業：61隻及び18ヶ統、養殖：930経営体）
- H26 3月末時点での執行額：723億円

震災からの復興のため、人的な支援を実施しています。

MAFF

- 農地・漁港の復旧をはじめとする東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、農林水産省職員を復興庁・環境省に出向させているところ。
- また、被災地における災害復旧工事の迅速・円滑な実施のため、平成23年度から、被災県からの支援要望に添って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

【残された課題】

職員出向については、今後とも関係省庁等からの要請も踏まえ、継続的な人的支援を実施。

職員派遣については、来年度においても引き続き、被災地への人的な支援を行うこととしており、全国の都道府県等とも連携し、被災県からの支援要望に可能な限り応えられるよう調整。

農林水産省から復興庁等への出向状況 (H26年6月10日現在)

・復興庁 53名
" (非常駐) 59名

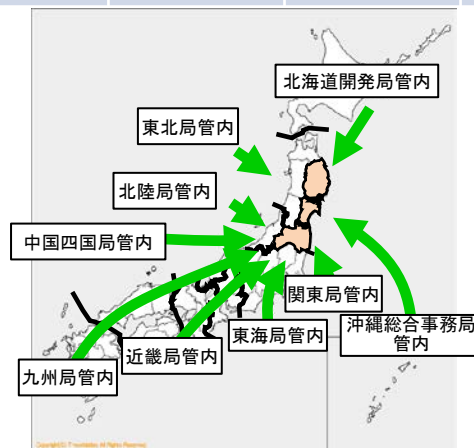
・環境省
東北地方環境事務所 } 68名
福島環境再生事務所 }
指定廃棄物等処理チーム 7名
(ほか非常駐2名)

・岩手・宮城・福島の自治体との人事交流
計 15名
(岩手県内5名、宮城県内6名、福島県内4名)

＜農林水産省及び都道府県等からの職員派遣(農林水産関係)＞
・農地・農業用施設や漁港・海岸等の災害復旧に係る査定及び復旧工事の設計書作成等の支援のため、農林水産省及び都道府県等の職員を被災地に派遣

	国	都道府県	市町村	計
漁港関係	52	1,403	308	1,763人月
農地・農業用施設	594	3,227	—	3,821人月
森林・林業関係	17	682	—	699人月

※平成26年5月末までの派遣実績



全国から被災地に技術者の派遣をしています。①

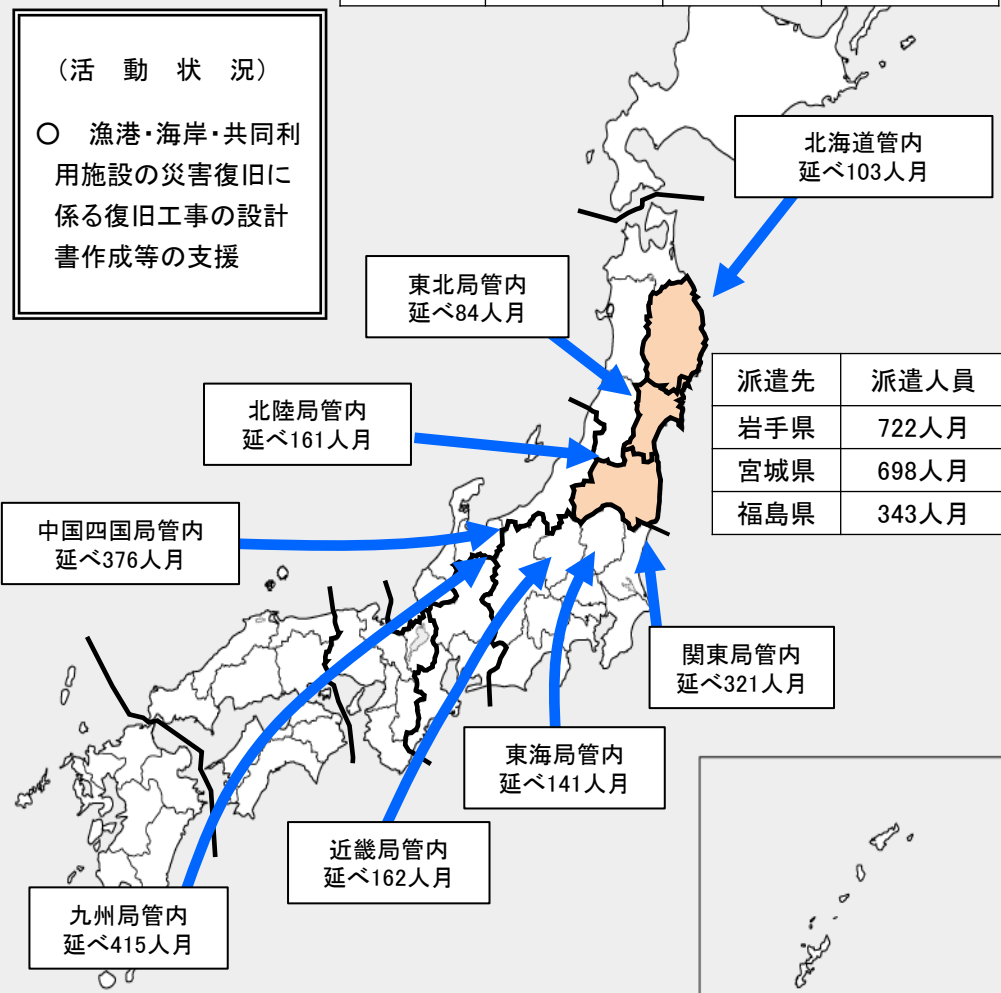
<農林水産省及び都道府県等の職員派遣状況>

漁港関係

(活動状況)

- 漁港・海岸・共同利用施設の災害復旧に係る復旧工事の設計書作成等の支援

国	都道府県	市町村	計
延べ52人月	延べ1,403人月	延べ308人月	延べ1,763人月



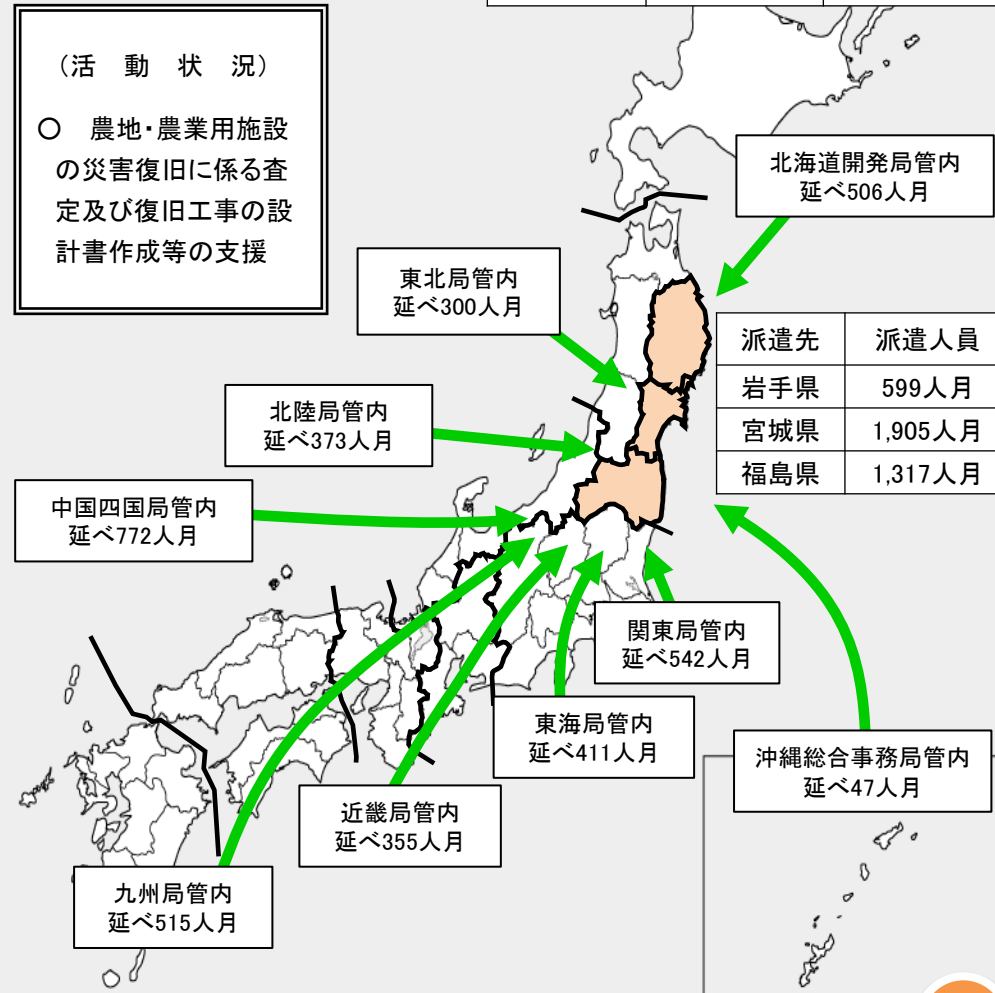
※平成26年5月末までの派遣実績

農地・農業用施設関係

(活動状況)

- 農地・農業用施設の災害復旧に係る査定及び復旧工事の設計書作成等の支援

国	都道府県	計
延べ594人月	延べ3,227人月	延べ3,821人月



※平成26年5月末までの派遣実績

全国から被災地に技術者の派遣をしています。②

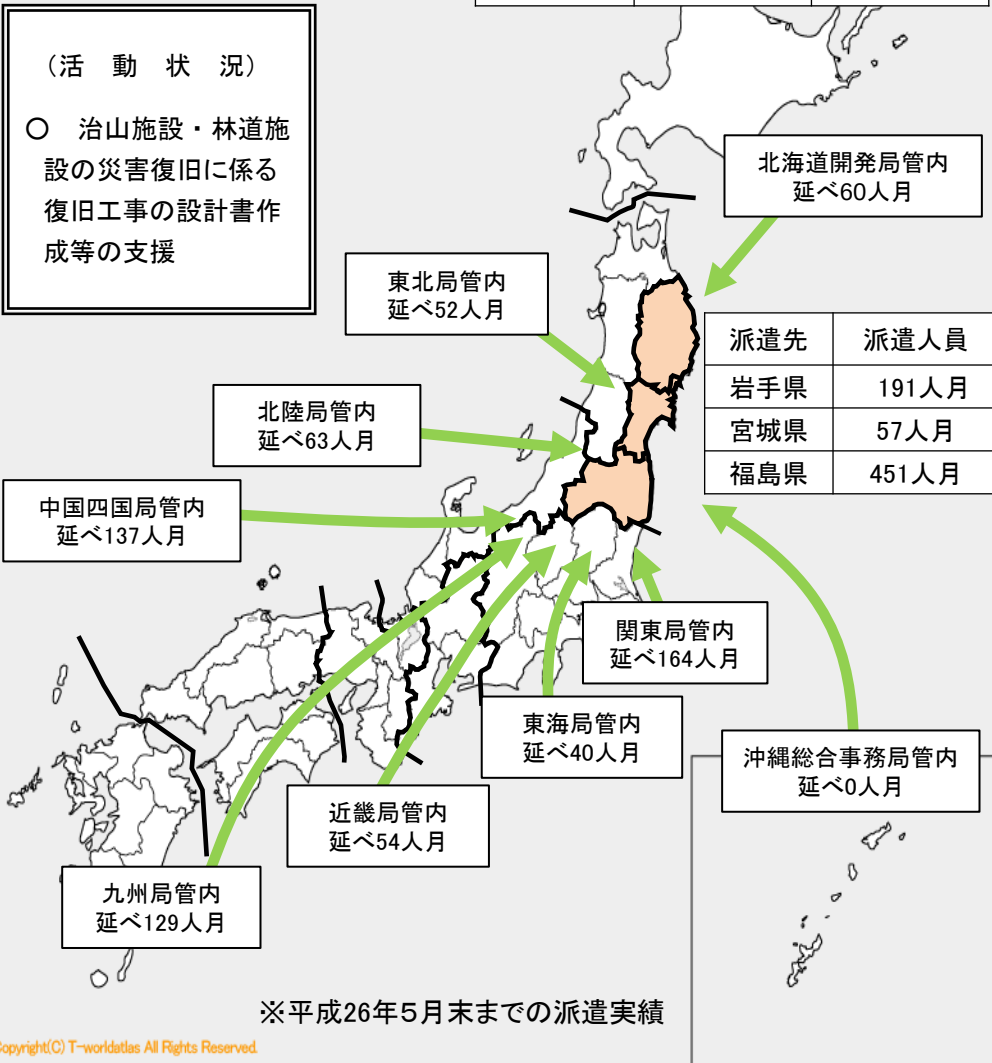
＜農林水産省及び都道府県等の職員派遣状況＞

森林・林業関係

(活動状況)

○ 治山施設・林道施設の災害復旧に係る復旧工事の設計書作成等の支援

国	都道府県	計
延べ17人月	延べ682人月	延べ699人月



＜派遣職員の活動状況＞

漁港関係



復旧工事現場との連絡調整の様子



防波堤復旧工事の出来形確認の様子

農地・農業用施設関係



関係機関との災害復旧工事に係る協議の様子



農地の災害復旧工事の現地測量作業の様子

森林・林業関係



防災林造成工事設計書作成の様子



防災林造成工事の出来形確認の様子

(参考)震災発生初期には、被災地域で不足していた食料品や配合飼料、燃料等を被災地に輸送しました。

被災地域への食料供給

- 今回の震災では、200社を超える食品メーカー等の協力の下、食料2,584万食、育児用調整粉乳5.3万缶、飲料762万本を調達。ピーク時には1日で約154万食分の食料を調達。
- 水産庁の漁業取締船等の計10隻が民間漁船と協力して海上から物資（食料、燃料日用品、医薬品）を輸送。



福貴浦漁港における水産庁漁業取締船による救援物資の引き渡し（宮城県石巻市）

被災地域の飼料不足への対応

- 工場の被災により、供給不足となった配合飼料の供給確保を支援するため、
 - ①飼料関係団体に対し、九州や北海道等からの配送（内航船運搬、トラック輸送）の要請、
 - ②備蓄飼料穀物（35万トン）の無償・無担保での貸付等を措置。
- H23年3～6月にかけて、他地域から約40万tの飼料が供給。



その他の応急対応

【資金調達の円滑化】

- 被災した農林漁業者等が資金を調達できるよう、円滑な融資等を関係団体に依頼。
- 農業共済掛金の払込期限等の延長・共済金の早期支払いに向けて共済団体に指導。

【排水設備の貸出】

- 農地等の湛水排除や応急的な取水に対応するため、災害応急用ポンプを地方農政局土地改良技術事務所から搬送し供用。宮城県、福島県、栃木県の3県で延べ90台を供用。

【手続きの簡素化】

- 救援活動等に最優先で取組めるよう、農業者戸別所得補償制度の申請期限等を延長。

【燃料用物資の供給】

- 東北森林管理局から大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町等へ薪ストーブ113台を提供。
- 関係団体等の協力の下、宮城県、福島県へ木炭26t、木炭コンロ1,300個を供給。



災害応急用ポンプによる排水作業（宮城県名取市）

②原子力発電所事故への対応

原子力発電所事故による警戒区域・避難指示区域が見直されました。

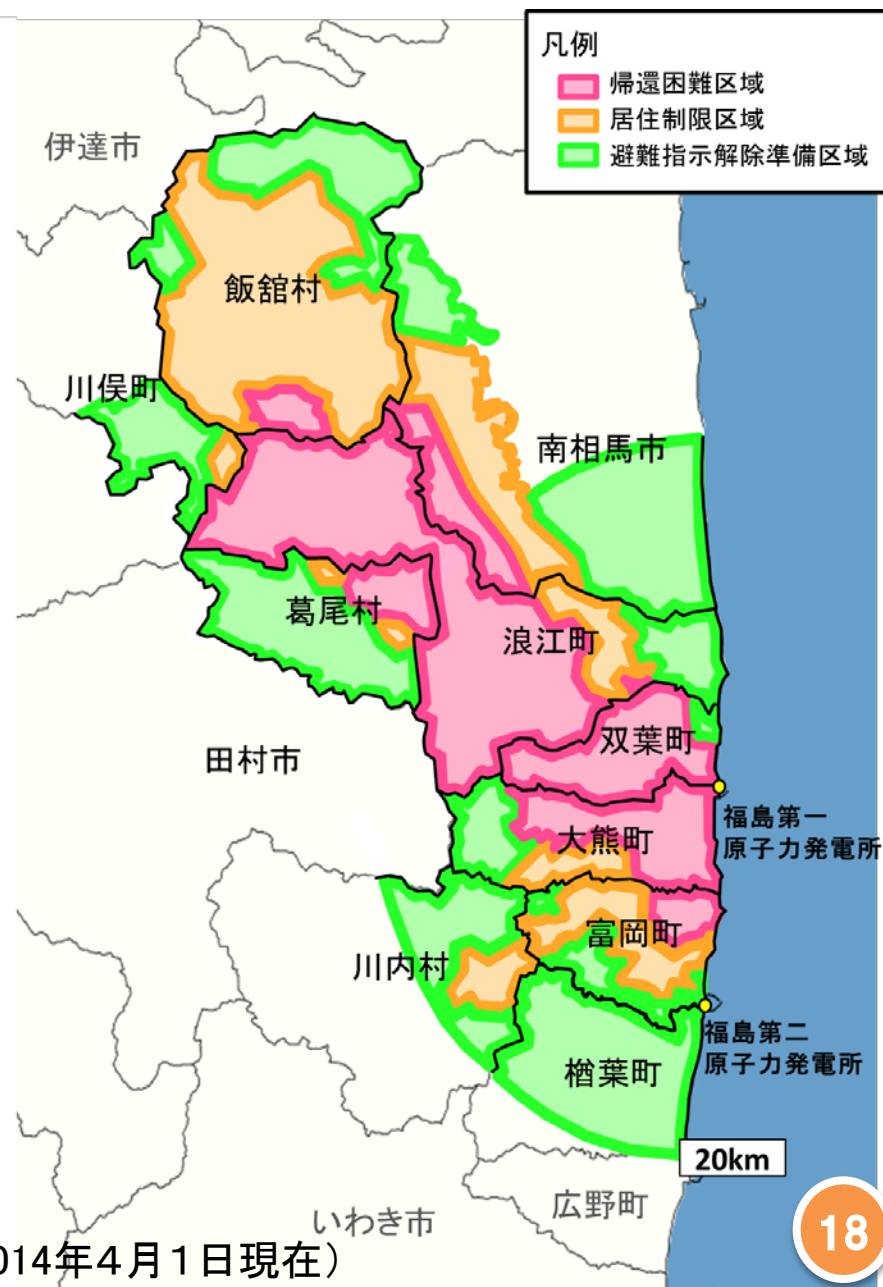
MAFF

- 原子力災害対策本部は、原子炉の「冷温停止状態」の達成等により、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断し、「警戒区域」及び「避難指示区域」の見直しを順次実施することを決定。(2011年12月26日)
- その後、「警戒区域」又は「避難指示区域」を含む11市町村において順次、「警戒区域」を解除するとともに、「避難指示区域」を見直し、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」を設定。川俣町の区域見直し(2013年8月7日原子力災害対策本部決定)により、11市町村の区域見直しが全て完了。
- 田村市における避難指示区域を2014年4月1日に解除。(事故後、避難指示区域の解除は初めて。)

＜見直し後の避難指示区域の概要＞

区域名	概要
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

(参考) 経済産業省HP: <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>



(2014年4月1日現在)

環境省などと連携し、農地・森林の計画的な除染を進めています。①

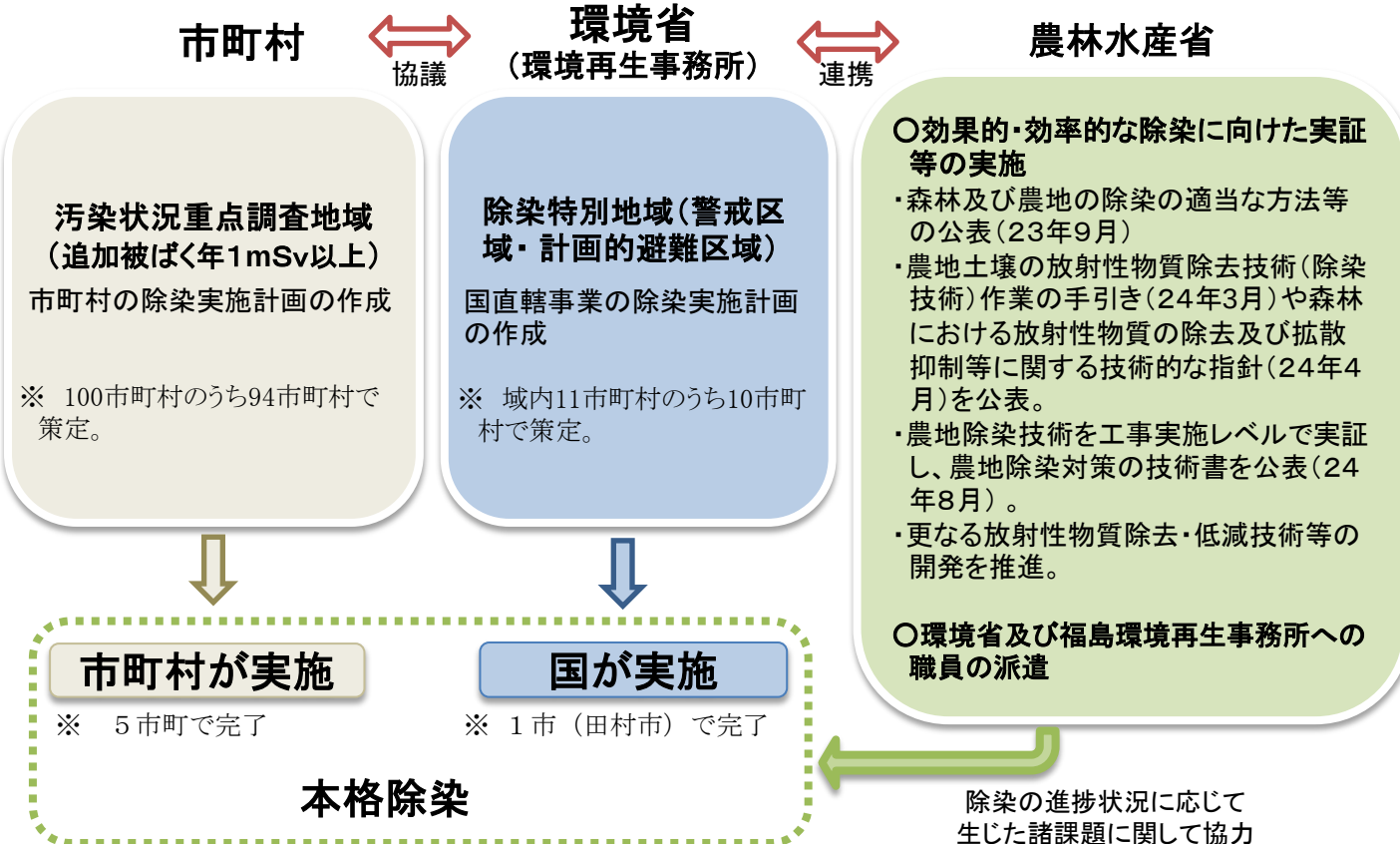
MAFF

- 除染については、復興大臣の指揮の下、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組み中。
- 当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。
- 今後とも、着実な除染の実施に向け、現場の課題に応じた除染技術の開発等を実施。

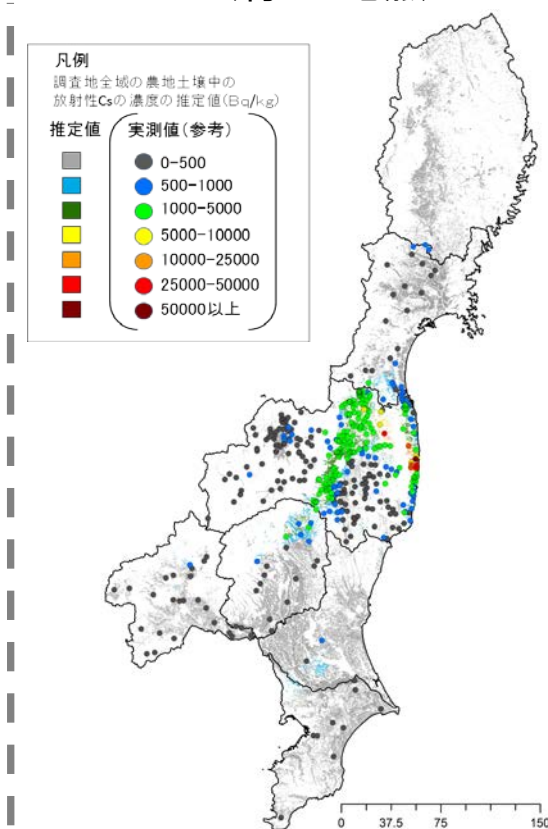
【残された課題】 個々の市町村の状況に応じ、復興と連携した除染の加速化・円滑化の推進。

◇ 環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進

(平成26年1月現在)



農地土壌の放射性物質濃度分布図 (約450地点)



平成25年8月9日農林水産省公表

環境省などと連携し、農地・森林の計画的な除染を進めています。②

- 国直轄除染地域(除染特別地域)については、田村市で終了したものの、市町村ごとに様々な事情から遅れが生じていることから、除染実施計画を見直し、農地や森林等についても現実的なスケジュールを設定。インフラ復旧や営農再開のスケジュール等に連動して、除染を実施する方針。
- 除染の加速化・円滑化のため、当省においても環境省など関係機関と連携して取組を推進。

【残された課題】地元の意向を踏まえた中間処理及び最終処分体制の整備が重要。

◇ 国直轄除染地域の進捗状況

平成26年1月末現在
(上段は実施率、下段は発注率)

	田村市	檜葉町	川内町	飯舘村	川俣町	葛尾村	大熊町	南相馬市	富岡町	浪江町
宅地	100% (100%)	94% (100%)	100% (100%)	9% (21%)	17% (100%)	59% (100%)	84% (100%)	- (26%)	- (50%)	- (13%)
農地	100% (100%)	94% (100%)	98% (100%)	4% (23%)	4% (36%)	0.1% (100%)	37% (100%)	0.1% (46%)	0.2% (42%)	- (15%)
森林	100% (100%)	86% (100%)	100% (100%)	5% (21%)	17% (55%)	99% (100%)	76% (100%)	0.1% (43%)	0.1% (62%)	0.6% (14%)
道路	100% (100%)	94% (100%)	100% (100%)	0.9% (21%)	0.4% (73%)	1% (100%)	64% (100%)	- (21%)	8% (51%)	- (23%)

資料:環境省除染情報サイト

◇ 福島県における除去土壌等の推計発生量

(単位:万㎡)

	国直轄		市町村		合 計	
	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物
●原発生量						
住居・施設等	69～98	24～33	728～800	14	797～898	38～47
農用地	478～718	106～148	150～154	24～25	628～872	130～173
森林(生活圏)	49～196	157～544	(住居・施設等を含む)		49～196	157～544
その他	34～49	1	28	9	62～77	10
小 計	629～1,061	287～725	906～982	47～48	1,535～2,043	334～773
合 計	917～1,786		953～1,029		1,870～2,815	
●減容化後発生量(可燃物の20%になると仮定)						
小 計	629～1,061	57～145	906～982	9～10	1,535～2,043	67～155
合 計	686～1,206		915～991		1,601～2,197	

資料:環境省「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」(平成25年12月)

- 注:①この表における農用地とは田、畑、牧草地・果樹園等のことである。
②このほか、中間貯蔵施設に搬入されることになる福島県内の指定廃棄物等(10万Bq/kg超の焼却灰と仮定)は、約2.1万t(約1.8万㎡)と推計。

【参考】福島県における除去土壌等の処理について (イメージ)



農地除染の実証事業で、放射性セシウム濃度の大幅な低下を確認しました。

MAFF

- 現地のほ場における実証試験を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度や地目に応じた農地土壌の除染技術の適用の考え方を提示(平成23年9月14日)。環境省の「除染関係ガイドライン(第2版)」に内容が反映(平成25年5月2日)。
- 確立された技術を着実に現場で導入するため、必要な用具や具体的な作業手順等を示した農地土壌の除染技術の手引き(平成24年3月2日)や、工事実施レベルでの実証を踏まえ施工上の留意点等を示した「農地除染対策の技術書」(平成24年8月31日)を公表。実証では、表土削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。

【残された課題】 被曝が懸念される高濃度汚染地域での除染が本格化することから、より安全で効率的な土壌除染技術体系の確立が必要。そのため、除草から除去土壌の袋詰めまでの一貫作業体系における作業時間や作業者の被曝量等のデータを収集し、作業マニュアルを提示する予定。

土壌の放射性セシウム濃度別適用技術

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術
～ 5,000 (Bq / kg)	反転耕、移行低減栽培(※)、表土削り取り(未耕起圃場)
5,000 ～ 10,000 (Bq / kg)	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去
10,000 ～ 25,000 (Bq / kg)	表土削り取り
25,000 (Bq / kg)～	固化剤を使った表土削り取り

反転耕(畑、水田、牧草地)



移行低減栽培



カリウム肥料の施用

※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。

水による土壌攪拌・除去(水田)



表土の削り取り(畑、水田、牧草地)



固化剤を用いた削り取り



芝・牧草のはぎ取り



避難指示区域等において農地・農業用施設等を復旧しています。

MAFF

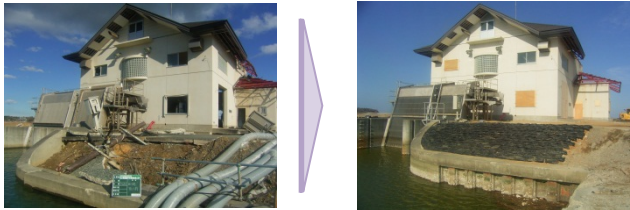
- 避難指示解除準備区域の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。
- 県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。
- 農地の除染と区画整理の一体的実施に向けた取組を推進。

【残された課題】居住制限区域における農地・農業用施設等の復旧準備と、帰還困難区域における農業用施設の保全。

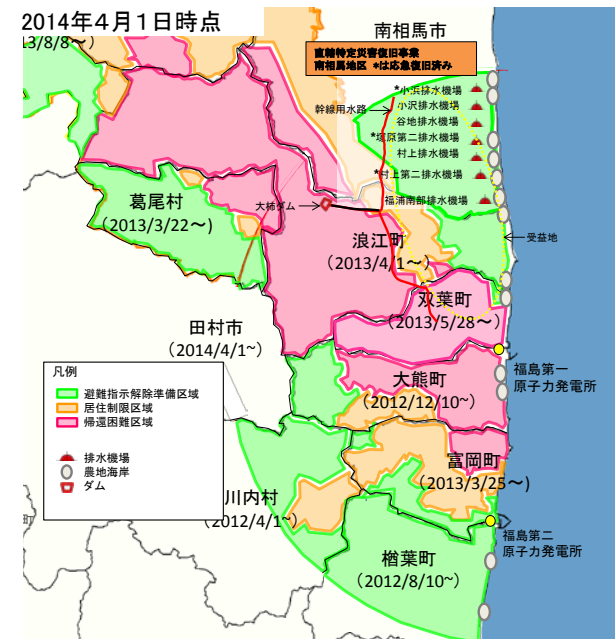
これまでの主な取組

○ 農業用施設等の復旧

- 南相馬市の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で本格復旧工事を実施中。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が本格復旧を実施中。



排水機場の応急復旧状況（谷地排水機場）



今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。（早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。）
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を行うとともに、県や市町村が25年度から農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。
【福島農業基盤復旧再生計画調査】
- 農地の除染と区画整理の一体的実施について、関係機関からなる推進体制を整備し、モデル的に川俣町及び郡山市において実施。

ため池等の農業水利施設の汚染の状況調査と対策を措置しています。

- 福島県内においてため池等農業水利施設の水質・底質調査を実施し、放射性物質の汚染状況を把握するとともに、ため池等の取水管理について施設管理者を指導。
- 営農再開・農業の復興の観点から、対策が必要なため池について汚染拡散防止措置を実施。

【残された課題】避難指示区域の営農再開に向けて、更なる実態把握と必要な対策の検討及び実施。

福島県内のため池の放射性物質調査

- ため池の農業水利施設を対象に放射性物質調査を実施。

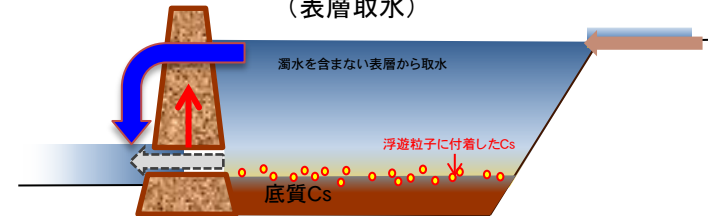
水質の放射性セシウム濃度		ため池箇所数		
		避難指示区域外		避難指示区域内
		H24	H25	H25
ろ過前	検出下限値未満	83 (88.3%)	1,491 (94.7%)	170 (69.4%)
	検出	11 (11.7%)	84 (5.3%)	75 (30.6%)
	最高 (Bq/L)	9	13	19
ろ過後	検出下限値未満	94 (100.0%)	1,573 (99.9%)	209 (85.3%)
	検出	—	2 (0.1%)	36 (14.7%)
	最高 (Bq/L)	—	8	10
計		94	1,575	245

※1 検出下限値 ^{134}Cs : 1Bq/L、 ^{137}Cs : 1Bq/L

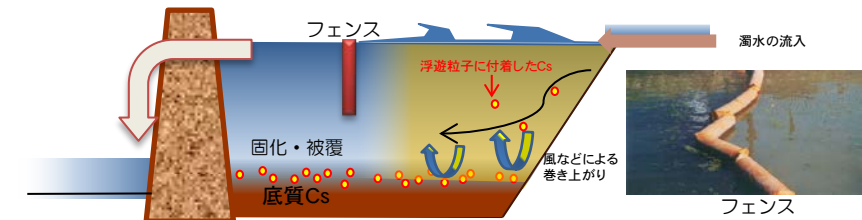
底質の放射性セシウム濃度 (乾重量あたり)		ため池箇所数		
		避難指示区域外		避難指示区域内
		H24	H25	H25
～	1,000Bq/kg以下	6 (16.2%)	305 (18.2%)	53 (20.2%)
1,000Bq/kg超え	～ 10,000Bq/kg以下	17 (45.9%)	996 (59.4%)	142 (54.2%)
10,000Bq/kg超え	～ 100,000Bq/kg以下	13 (35.1%)	345 (20.6%)	84 (32.1%)
100,000Bq/kg超え	～	1 (2.7%)	5 (0.3%)	9 (3.4%)
計		37	1,651	288
最低 (Bq/kg)		290	20	63
最高 (Bq/kg)		143,000	370,000	390,000

ため池の汚染拡散防止対策工の例

- ① 底質の混入防止のための取水位置の変更 (表層取水)



- ② 底質の巻き上がり防止措置 (フェンス設置、底質固化・除去など)



固化剤の散布

汚染された農林業系廃棄物の一時保管・減容化等を進めています。

MAFF

- 放射性セシウムに汚染された稲わら等農林業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000 Bq/kg超は指定廃棄物として国(環境省)が、8,000 Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理。
- 農林水産省としては、中間処理・最終処分までの間、営農等に支障が生じないよう、また、風評被害の原因とならないよう、汚染稲わら等の一時保管や汚染樹皮(バーク)の減容化等を推進。

【残された課題】指定廃棄物の最終処分場の確保及び仮設焼却炉の設置など施設整備が重要。

8,000
Bq/kg超

共同又は農家ごとに 隔離一時保管

- 人がむやみに立ち入らない場所の確保
- シート等による遮水、飛散防止
- 必要に応じ土のう等による遮へい
- 柵や標識による立入制限



稲わらのラッピング(梱包)



稲わらの耐雪パイプハウスへの搬入



牛ふん堆肥保管用の
遮水シート敷設

放射性物質汚染対処特措法に基づく対応

指定廃棄物として国(環境省)が処理 (収集・運搬・保管・処分)

- 基本的な考え方
 - ・排出された都道府県内で処理
 - ・既存の廃棄物処理施設の活用を最優先等
- 指定廃棄物の今後の処理の方針
 - ・26年度末を目途として最終処分場(福島県は中間貯蔵施設)の確保を目指す
 - ・既存の施設で処分できない場合、仮設焼却施設の設置等を含め減容化に努める等(*1)

8,000
Bq/kg以下

必要に応じ一時保管

一般廃棄物等として市町村等 が処理(焼却・埋立)(*2)

- ・ 放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援。
- ・ 地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理費用等を支援。

【環境省】 *1: 指定廃棄物と8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物等を合わせて焼却処理する実証事業等を実施(鮫川村(事故後の確認運転中)、飯舘村蔵平(26年度末運転開始予定))

*2: 8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援(放射性物質汚染廃棄物処理事業:補助率1/2)

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策を実施しています。

MAFF

- 食品の基準値に整合する農林畜産物のみが出荷されるよう、品目ごとの特性に応じて、除染、作付制限、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。
- 引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

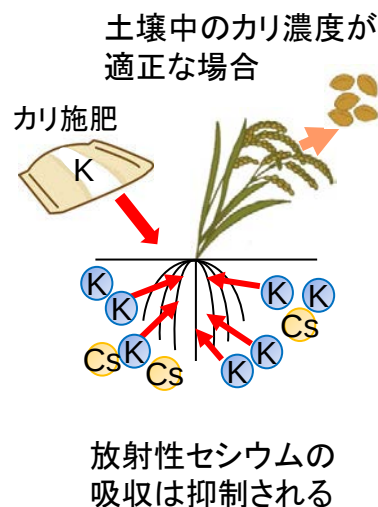
【残された課題】

基準を超過した農林畜産物が生産されないようにするため、必要な地域において適切な放射性物質の低減対策が講じられるよう、改めて徹底していく必要。

■ 米

- ・ 26年産米は、立入が制限されている帰還困難区域では、作付制限。
- ・ 農地の反転耕等による除染やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
- ・ きめ細かい検査の実施により、基準値を超過する米が流通しないよう取組。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



米の放射性セシウム検査



米の全袋検査(福島県全域で実施)

米の試験栽培

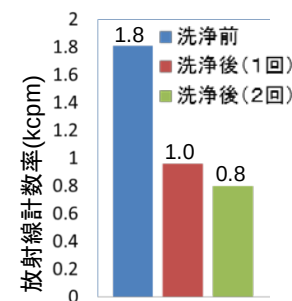
作付制限区域では、作付再開を目指して試験栽培を実施

■ 果樹

あらかじめ

- ・ 樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等の除染作業を実施。

高圧洗浄(モモ)の例



モモ(あかつき)
(福島県農業総合センター
果樹研究所資料より)

■ 畜産物

- 畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を徹底。
- 牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の暫定許容値の改訂
(牛:24.2.3施行、馬、豚、鶏:24.4.1施行)

食品の基準値を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値 (Bq/kg)	新暫定許容値 (Bq/kg)
牛・馬	300	100
豚	300	80
鶏	300	160

牧草地の除染
作業の事例



家畜の飼養管理等の対応

- 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
- 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進

■ きのこと

- きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。
(きのこ原木:50 Bq/kg、菌床用培地:200 Bq/kg)
- 指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、食品の基準値以下のきのこ生産に取り組んでいるところ。

具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の購入支援



プルシアンブルーによる除染試験

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下しています。

- 農業生産現場における取組等により、農畜産物に含まれる放射性セシウム濃度水準は低くなっており、基準超過の比率は年々低下。
- きのこと・山菜類、水産物では、基準値を超過したのが見られるが、超過割合は減少。

【残された課題】 基準を超過した農林水産物が流通しないよう、引き続き、これまでの検査結果などを踏まえ、必要な地域、品目について検査を実施。

農林水産物の放射性セシウム検査結果(17都県)注1(平成26年6月3日現在)

品 目	～23年度末 基準値 超過割合注2	24年度 基準値 超過割合注3	25年度注3		26年度(～6月3日)注3		基準値超過品目
			基準値 超過割合	超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	超過点数 (検査点数)	26年度 (25年度)
米注4	2.2 %	0.0008 %	0.0003 %	28 (1,101万)	—	—	— (米)
麦	4.8 %	0 %	0 %	0 (592)	—	—	—
豆 類	2.3 %	1.1 %	0.4 %	21 (5,166)	—	—	— (大豆)
野 菜 類	3.0 %	0.03 %	0 %	0 (19,657)	0 %	0 (2,952)	—
果 実 類	7.7 %	0.3 %	0 %	0 (4,243)	0 %	0 (94)	—
茶注5	8.6 %	1.5 %	0 %	0 (447)	0 %	0 (107)	—
その他地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	0 (1,618)	0 %	0 (2)	—
原 乳	0.4 %	0 %	0 %	0 (2,040)	0 %	0 (308)	—
肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3 %	0.003 %	0 %	0 (194,945)	0 %	0 (33,230)	—
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	2.6 %	194 (7,581)	1.8 %	55 (3,122)	フキノトウ、タラノメ、原木シイタケ等9品目 (野生きのこ、こしあぶら等15品目)
水 産 物	17 %	5.6 %	1.5 %	302 (20,695)	1.1 %	43 (3,830)	アイナメ、シロメバル、スズキ、ヤマメ等14品目 (カレイ、シロメバル、スズキ、ヤマメ等35品目)
農林水産物計	3.4 %	0.02 %	0.005 %	545 (1,126万)	0.22 %	98 (43,645)	～23年度末検査総数:139,376点 24年度検査総数:1,059万点

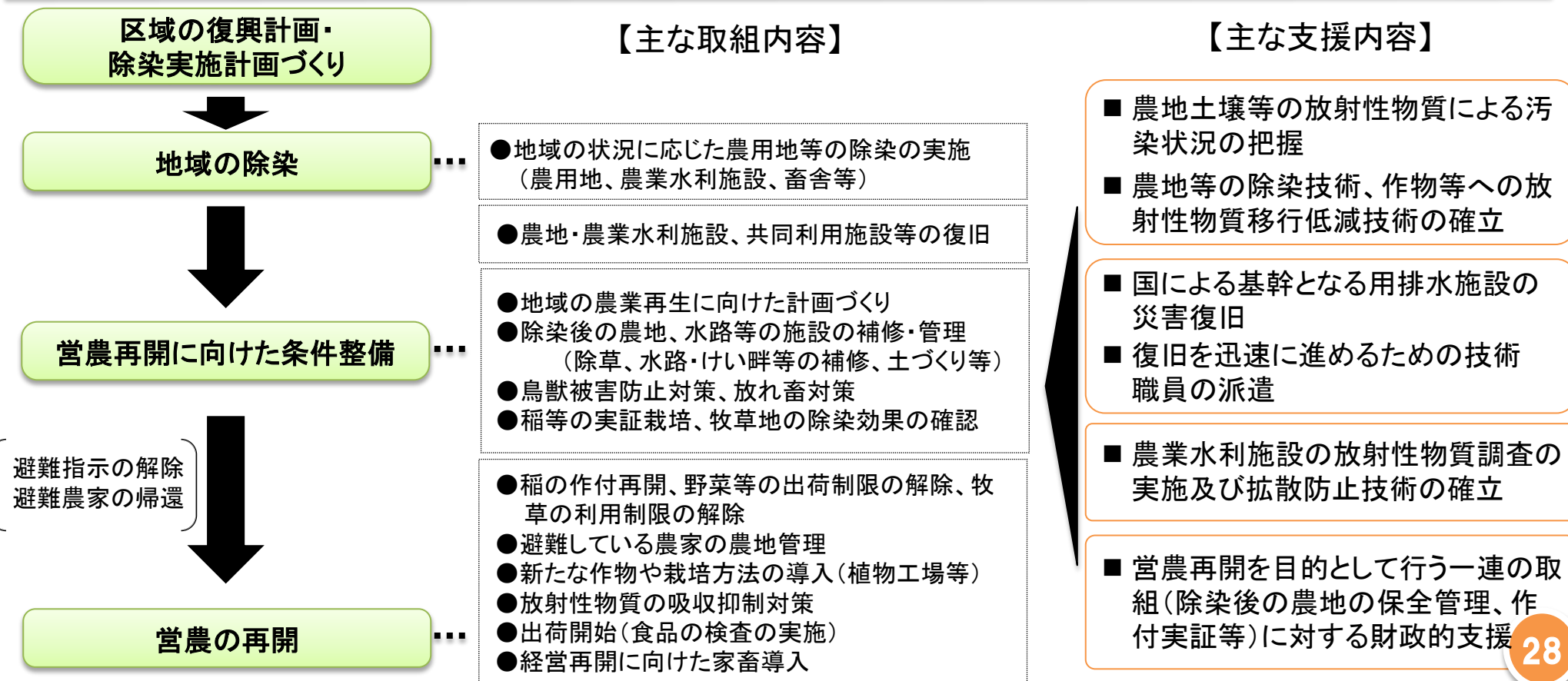
(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。
(注2) 23年度末までの検査において下の基準値を超過した割合。基準値(平成24年4月～):100 Bq/kg(茶については浸出液で10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg。経過措置として、米と牛肉については平成24年9月30日、大豆については平成24年12月31日まで500 Bq/kg(暫定規制値))。なお、23年度末までの茶は、荒茶や製茶の状態500 Bq/kg超のデータを集計(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50)。超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。
(注3) 穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。
(注4) 福島県で行った23年度産の緊急調査、福島県及び宮城県の一部地域で24年度以降に行った全袋検査の点数を含む。
(注5) 24年度以降の茶は、飲料水の基準値(10Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

避難指示区域等の除染後農地等の保全管理や作付実証等の営農再開を支援しています。

- 環境省の実施する農用地等の除染と連携して、農地、農業用施設の復旧等を実施。
- 農地の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた取組を切れ目なく支援。

【残された課題】各市町村の課題を把握し、地域の実情に応じた取組を具体化。

■ 避難指示区域等の営農再開に向けた道筋



被災農家の営農再開に対する支援をしています。

MAFF

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等においては、営農再開に向けた環境が整っておらず、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、福島県に基金を造成することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

【残された課題】

農地の除染や住民帰還の進捗に応じて、引き続き、除染後農地の保全管理、鳥獣被害防止対策、作付実証、農地の管理耕作等を推進する必要。

避難指示区域等

福島県内

(目的) 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保全管理

除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援

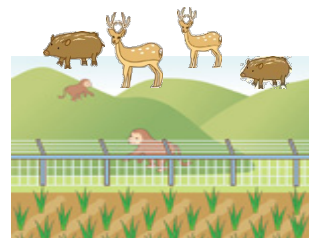


○ 鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

○ 放れ畜対策

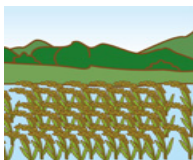
放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

○ 営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 水稻の作付再開支援

水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援

○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援



第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援

避難指示区域等の営農再開を後押し

放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

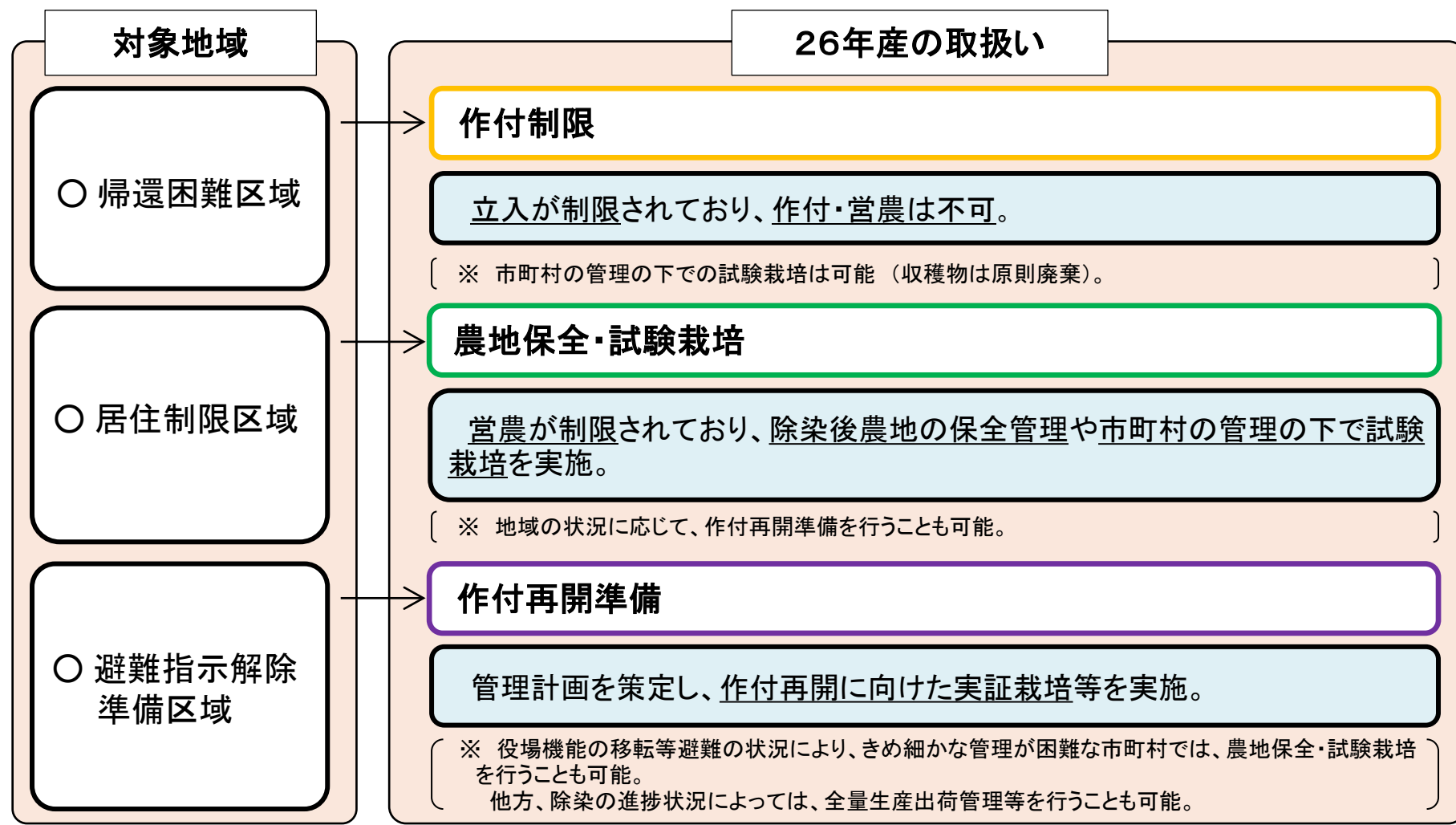
※その他特認事業を措置

避難指示区域等における稲の作付再開に向けた取組を進めています。

MAFF

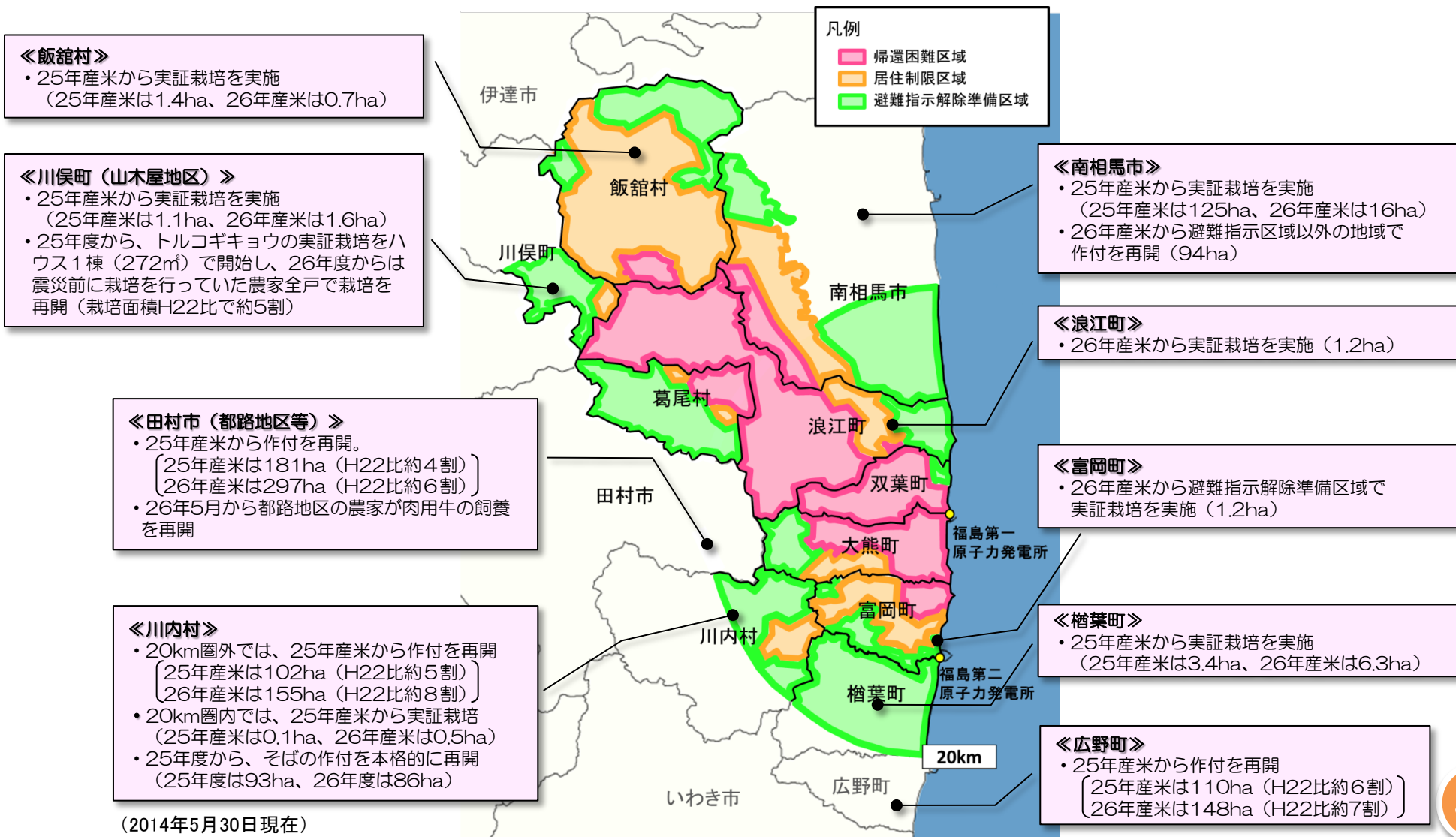
○ 25年産米の取組や平成25年8月の避難指示区域の見直し完了を踏まえ、「26年産米の作付等に関する方針」において、避難指示解除準備区域については、作付再開に向けた実証栽培を進める作付再開準備区域に設定するなど、稲の作付再開に向けた取組を後押し。

【残された課題】 福島県営農再開支援事業等により作付再開に向けた取組をさらに後押ししていくことが重要。



(参考)避難指示区域見直し後の営農再開状況

- 南相馬市、広野町、川内村、田村市の約700haにおいて、米の作付を本格的に再開。その他の地域でも、米や花きの実証栽培等が開始されるなど、営農再開に向けた取組が進行。



(参考)産地の取組事例 ～福島県産あんぽ柿の出荷再開～

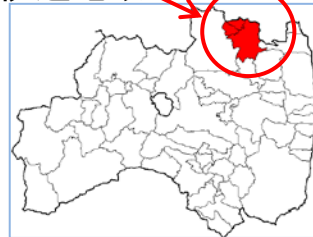
MAFF

- 原発事故により、江戸時代から続く福島県の特産品「あんぽ柿」が2年連続で加工自粛。
- 柿の樹の除染、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、平成25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

福島県産あんぽ柿について

あんぽ柿は、干柿の一種で、販売金額が約30億円に上る福島県伊達地域の特産品。
あんぽ柿は、加工段階で乾燥させるため、放射性セシウム濃度が高まる。

伊達地域



原発事故による影響

24年1～2月、柿の樹体洗浄(約26万本)や粗皮削りを実施。
24年産の原料柿の放射性セシウム濃度は大幅に低下したものの、加工試験の結果、基準値を超過、2年連続で加工自粛。

◆加工試験の結果

年産	放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	検体数	100 Bq/kg 超過数	超過率
H23	<13～710	53	26	49%
H24	<11～410	105	21	20%



柿の木の表面に付着した放射性セシウムを除去するため、厳寒期に高圧水による除染作業を実施



加工自粛となったため、生産者は、柿の木の樹勢を弱らせないよう、柿を廃棄するために収穫

出荷再開に向けた取組

【安全な原料柿の確保】

25年初夏～秋にかけて、全ての原料柿生産者(約1,600戸)で幼果期検査を実施し、「加工再開モデル地区」を設定。加えて、収穫期には、地区内の園地で成果検査を実施し、加工可能な園地を特定。

◆非破壊検査機

【非破壊検査機の開発】

高精度の非破壊検査機を導入し全量検査体制を構築したうえ、検査済の製品を出荷。



検査を合格した場合、食品トレー毎に検査済みシールを貼付

3年ぶりのあんぽ柿の出荷再開(25年12月)

25年産あんぽ柿については、関東地域を中心に約200トン(平年出荷量の約2割弱)を出荷。



避難指示区域における放れ畜の現状と対策

- 原発から半径20km圏内の旧警戒区域で放れている家畜について、福島県は、原子力災害対策本部長指示に基づき、捕獲を推進し、区域の復興を支援。
- 当省及び(独)家畜改良センターからは、延べ約5,400名を派遣し、県の捕獲作業等を支援。
- 平成26年1月末までに、牛約2,400頭、豚約3,400頭を捕獲(うち牛約1,700頭、豚全頭を処分)。これまでの巡回確認において放れ畜の形跡が認められないことから、県は2月末に全頭捕獲と判断。引き続き、巡回確認を実施。

【残された課題】

旧警戒区域内で継続飼養されている家畜に対する出荷や繁殖の制限、個体識別の徹底等の指導。
一時埋却等されている家畜死体の処理。

平成26年1月末に捕獲を終了



群れの捕獲に適した固定柵



少頭数の牛に適した移動柵

継続飼養農家への対応を推進

旧警戒区域内では、
5市町村、10数力所で
捕獲した家畜約760頭を
継続飼養中
(平成26年4月17日現在)



個体識別のためのマーキング実施

原子力災害対策本部長(総理)指示
(平成24年4月5日)に基づく対応

- 旧警戒区域内に放れている家畜については捕獲を進め、原則として所有者の同意を得た上で、家畜に苦痛を与えない方法(安楽死)による処分を実施。
- 通いが可能となった農場において継続飼養を望む場合は、①当該家畜の子孫も含めた出荷・移動・繁殖の制限、②個体識別の徹底、③隔離飼養などを、所有者に対して徹底して行うよう要請した上で、当該家畜を引き渡す。

間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進により、林業再生に向けた取組を支援しています。

○ 被災地の森林・林業の再生を図るため、

- ① 汚染状況重点調査地域等の放射性物質による影響のある森林を対象に、
- ② 県・市町村等の公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策（放射性物質の付着した枝葉の処理や木柵等の拡散抑制対策など）を一体的に推進する実証事業（林業再生対策）を平成24年度補正予算から実施。現在、福島県及び19市町村で全体計画等の策定や所有者の同意取得等の取組を推進中。

【残された課題】 市町村、地域住民等の理解に基づく本対策の計画的かつ着実な実施。

公的主体による森林整備と放射性物質対策を一体的に推進

○実証地選定のための森林調査等

- ・実証地の選定のための森林の放射線量等の調査
- ・作業計画の検討のための実証対象森林の調査
- ・森林所有者への説明・同意取付等を実施。



概況調査等



同意取付

○公的主体による森林整備

- 放射性物質の影響等で所有者自らでは整備を進めがたい森林について、県・市町村等の公的主体による間伐等を実施。



間伐等の適切な森林整備

○放射性物質対策の実証

- 放射性物質への影響に対処するため、
- ・森林整備に伴い発生する枝葉等の破碎、梱包、運搬
- ・木質バイオマス関連施設において利用するためのバグフィルタ、焼却灰保管施設等の整備等の実証的な取組を実施。



破碎等の実証



熱供給施設等での利用

放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・販売を進め、漁業の再生に向けた取組を支援しています。

MAFF

- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・種について試験的な操業・販売を実施（順次、漁業種類、対象種、海域を拡大）。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、高濃度に放射性物質で汚染された魚類の汚染源・汚染経路の解明等を実施。

【残された課題】 試験操業の実施を通じた本格操業の再開。

試験操業海域 平成26年6月1日現在

◆福島県における漁業再開に向けた取組 ～販売を伴う試験操業の拡大～

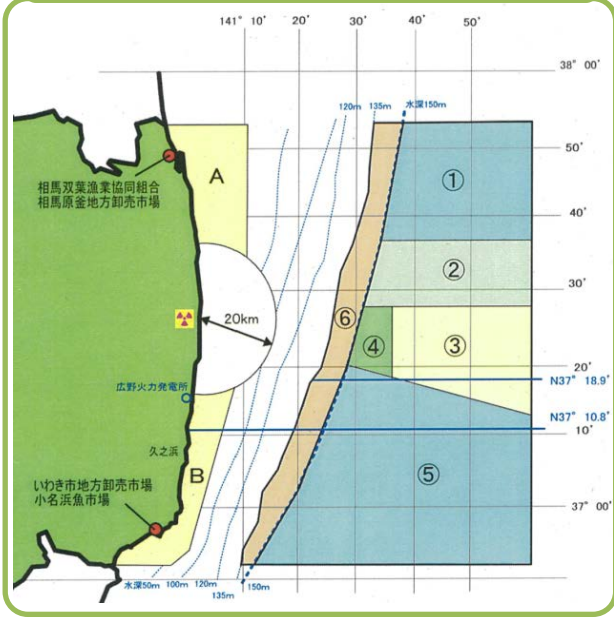
◎ 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムが基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象種として決定（試験操業海域についても同様）。

< 相馬・双葉地区 > ○ 平成24年6月下旬から底びき網漁船により、3種（ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ）に絞った試験操業・販売を開始。

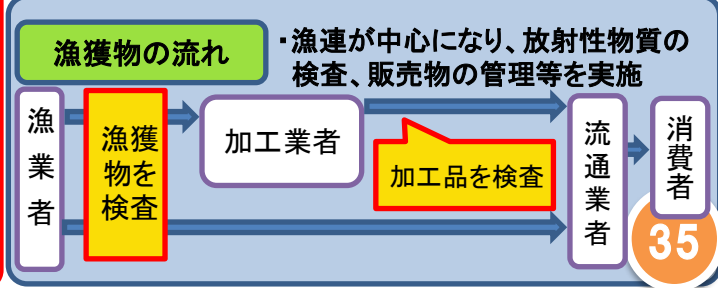
< いわき地区 > ○ 平成25年10月18日より底びき網漁業による試験操業を開始。

➡ 安全性を確認した上で、対象種及び海域を順次拡大。

○ 漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷されている。

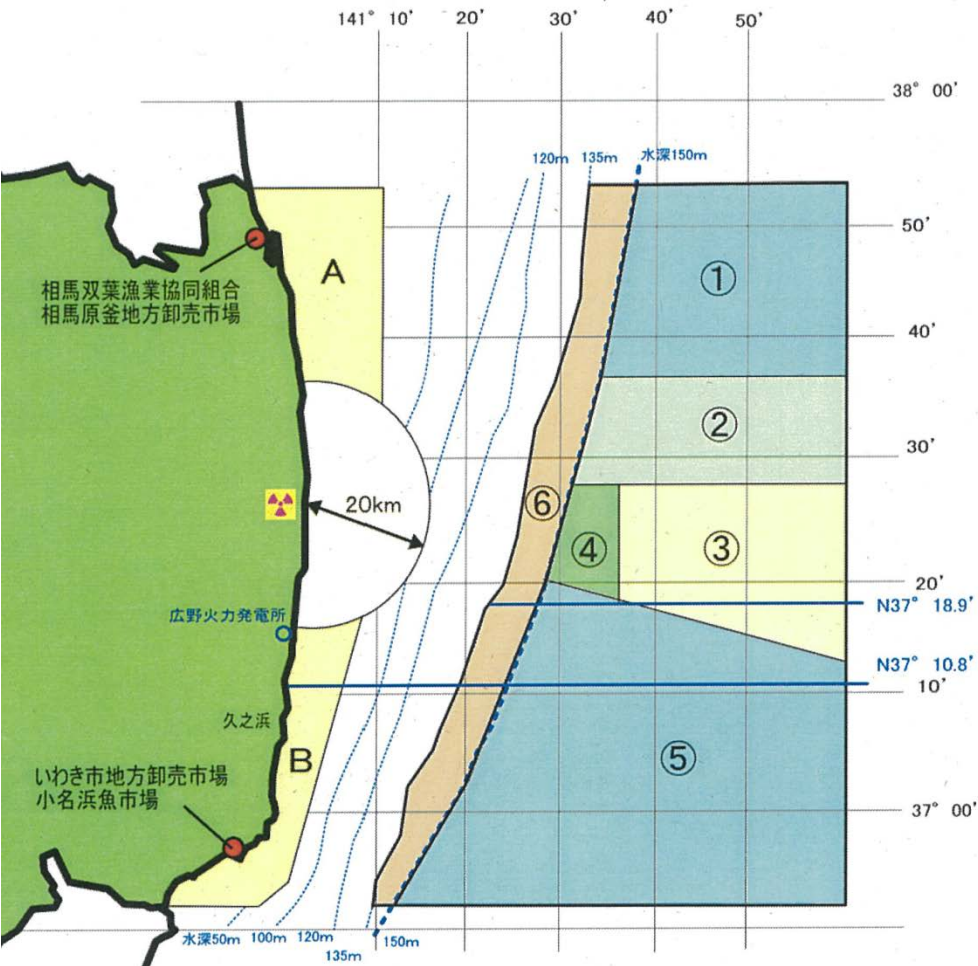


- ◎ 試験操業対象漁業種類・対象種
（8漁業種類、39魚種（平成26年6月1日現在、漁業種類間で重複するものを除く。））
- ・ 底びき網漁業 29種（ミズダコ、ケガニ、沖合性のツブ貝、アオメソ（メヒカリ）、ミギガレイ（ニクモチ）等）
※ 詳細は、福島県漁連ホームページ（<http://www.jf-net.ne.jp/fsgyoren/siso/sisotop.html>）参照。
- ※ 29種のうち、アカガレイは平成26年3月に県漁連の自主基準である50Bq/kgを超えたものがみられたことから、当面の間出荷を自粛し、重点的な検査を実施中。
- ・ たこかご漁業 5種：ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイ、エゾボラモドキ、チヂミエゾボラ
- ・ 船びき網漁業 2種：コウナゴ（イカナゴの稚魚）、シラス（カタクチイワシの稚魚）
- ・ 刺網漁業 3種：イシカワシラウオ、ヒラツメガニ、ガザミ
- ・ 沿岸かご漁業 2種：ヒラツメガニ、ガザミ
- ・ 潜水漁業 1種類：アワビ
- ・ 貝桁網漁業 1種類：ホッキガイ（ウバガイ）
- ・ 流し網漁業 3種類：マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ



(参考)試験操業海域の変遷

○ 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウム の値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、放射性物質の値が低い海域・種について順次、漁業種類、対象種、海域を拡大しつつ、試験的な操業・販売を実施。



漁法	魚種	承認月日	相双地区	いわき地区	備考
底びき網	ミズダコ等	H24.6.18	①	—	
		H24.10.19	①～②	—	
		H25.2.18	①～③	—	
		H25.5.24	①～④	—	
		H25.8.28	①～④	⑤	
		H25.12.25	①～⑥		南北漁場の統合
沖合タコカゴ	ミズダコ等	H24.7.12	①	—	
		H25.6.24	①～④	—	
		H26.5.29	①～⑥の内北緯37度18.9分以北		
船びき網	コウナゴ	H25.3.27	A	—	
	シラス	H26.2.25	A	B	
	イシカワシラウオ	H25.8.28	A	B	
固定式さし網	ヒラツメガニ等	H26.2.25	A	B	
	ヒラツメガニ等	H26.5.29	—	B	
沿岸カゴ	ヒラツメガニ等	H26.5.29	—	B	
潜水	アワビ	H26.4.25	—	B	
貝桁網	ホッキガイ	H26.5.29	—	B	
流し網	マイワシ等	H26.5.29	第一原発半径20kmを除く北緯37度10.8分以北		—

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進しています。

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 農林水産省・経済産業省の連名で流通業界団体、経済団体に対し、工芸品を含めた被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。また、都道府県、大学、各府省庁等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月、25年6月)
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。
 - ・ 福島県広野町から提供された、震災後初収穫の同町産コシヒカリを利用。(提供されたコシヒカリは1.92トン、25年11月)
 - ・ 被災地産水産物を利用した特別メニューを提供。(26年3月10日～14日)
- 福島県産農産物等については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。

【残された課題】 今後とも、消費者庁等との連携を強化しつつ、被災地産食品の利用・販売を一層推進。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品（被災地産食品）を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組：
 うち被災地産食品販売フェア等： 921件
 社内食堂等での食材利用： 670件
 (23年4月～26年5月までの間) 170件



ローソンによる「食べて応援しよう！」
第4弾商品(25年12月)



民間団体による「東北復興支援販売会」
(25年11月 東京都)



消費者の部屋：出荷再開の取組紹介や
あんぽ柿・いちごの試食(26年3月)



セブン＆アイホールディングスによる
「東北かけはしプロジェクト」(26年3月)

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけをしています。

MAFF

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、原発事故連絡会議をこれまでに12回開催するなど、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の早期支払いを求めているところ。
- 農林水産関係では26年5月30日までに、合計約6,272億円の請求に対し、5,714億円を支払い(約91%)※。

※ 26年5月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

【残された課題】森林等の財物価値の喪失・減少等に係る賠償などをはじめとして、被害者等と東京電力が協議中の事項について、東京電力に適切に対応するよう働きかけ。

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、**岩手、宮城** 【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、**宮城、東京**

【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、**青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島**(ただし、**広島はしいたけのみ**)

【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、**岩手、宮城、群馬**(ただし、**岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ**)

【牛肉(セシウム汚染牛肉関係)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根

(他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載)

【水産物(食用・餌料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、**北海道、青森、岩手、宮城**

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、**岩手、宮城、栃木** 【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、**岩手、宮城、茨城、栃木、千葉**

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出

※1 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められ得る。

※2 出荷制限指示等に係る損害、いわゆる風評被害に係る損害(斜体字以外)については、中間指針(平成23年8月5日)で記載。

※3 いわゆる風評被害(斜体字)については、中間指針第三次追補(平成25年1月30日)で追加。

原発事故連絡会議の開催

農林水産業及び食品産業等に係る原子力損害賠償請求を円滑に進めるために、関係都道府県、関係団体等からなる「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を設置(H23.4.13)。これまでに、計12回開催し、原子力損害賠償に関する最新の関連情報を農林漁業者及び食品産業等の方々に提供。

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動き

MAFF

- 我が国の主な輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産農林水産物・食品の輸入規制を強化、維持。
- 現在、香港、台湾、中国及び韓国に対し、規制撤廃を申し入れ中。

【残された課題】 規制を行っている主な輸出先国である香港、台湾、中国及び韓国に対し、働きかけを行っていくこと。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例（平成26年6月10日現在）

輸出先国・地域	輸出額 (平成25年) ※括弧内は 輸出額に占 める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,250億円 (23%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	819億円 (16%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	735億円 (13%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品
中国	508億円 (9%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	373億円 (7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	全ての水産物

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制緩和の概要

○ 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、カナダの輸入規制の解除等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

【残された課題】 輸入規制を維持している諸外国等に対して、関係省庁等と連携して、我が国がとっている措置や検査結果のデータの正確な情報提供等をもとに、引き続き規制緩和・撤廃にむけて働きかけを行っていくこと。

規制措置が完全撤廃された例

解除された年月	国名
平成23年6月	カナダ
〃	ミャンマー
平成23年7月	セルビア
平成23年9月	チリ
平成24年1月	メキシコ
平成24年4月	ペルー
平成24年6月	ギニア
平成24年7月	ニュー・ザンランド
平成24年8月	コロンビア
平成25年3月	マレーシア
平成25年4月	エクアドル
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	オーストラリア

最近の輸入規制緩和の例

1. シンガポールの例(2013年4月8日施行)

【緩和前】

輸入 停止	食肉・牛乳・乳製品 野菜・果実とその加工品、水産物	福島県、茨城県 栃木県、群馬県
	野菜・果実とその加工品	埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県
	卵	福島県、茨城県

(※1) 上記の規制品目について、規制対象となっていない都道府県については、産地証明書を要求。

【緩和後】

輸入 停止	食肉・牛乳・乳製品、卵、野菜・果実とその加工品、緑茶及びその製品、水産物	福島県
放射性物質 検査証明書	食肉・牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	茨城県、栃木県 群馬県
	野菜・果実とその加工品	埼玉県、千葉県 東京都、神奈川県
	卵	茨城県
	緑茶及びその製品	静岡県

2. EUの例(2014年4月施行)

検査証明書の対象都県と対象品目が全体として縮小されるとともに、EU通関時に求められていたモニタリング検査が緩和される等。

【改正前】

産地	対象品目
福島県	すべての食品及び飼料
青森県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県	きのこ類
岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	野菜、果実、茶、畜産物、きのこ類、山菜、水産物、大豆、米、そば

【改正後】

産地	対象品目
福島県	すべての食品及び飼料
青森県、山梨県、 長野県 、新潟県、静岡県	きのこ類
秋田県 、 山形県 、 長野県	きのこ類、山菜
岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都 、 神奈川県	野菜、果実、茶、畜産物 、きのこ類、山菜、水産物、大豆、米、そば